

## 6月は**危険物安全管理強調月間**です

～ 推進標語 「一連の確かな所作で無災害」～

消防本部では6月を危険物安全管理強調月間とし、危険物による火災や事故を防ぐための運動を展開しています。

今一度、身の回りにある危険物について見直し、火災や事故を起こさないよう危険物の取扱い方法や正しい知識を習得しましょう。

### **！ ガソリン給油中は必ずエンジン停止！**

ガソリンスタンドで車にガソリンを給油する時にエンジンをかけたままにすると、エンジンから発生する静電気がガソリンから出る蒸気に引火し火災に至ることがあります。ガソリンスタンドで車に給油する時は、**必ずエンジンを停止**させてから行ってください。

エンジン停止！



### **！ ガソリン携行缶の取扱いに注意！**

ガソリンの入った携行缶内は内圧が上昇しているため、フタを開ける時に吹きこぼれることがあります。**フタを開ける前に、エア調整ネジでガス抜き**を行きましょう。



## ！ 消毒用アルコールの危険性について

感染症対策として活用されている消毒用アルコールには、危険物に該当するものがあります。消毒用アルコールが蒸発すると可燃性のガスが発生するため、ライターなどの火源があると燃えるおそれがあります。たばこやガスコンロなどの火の近くで消毒用アルコールを使用することは避けましょう。



四日市市消防本部予防保安課 (TEL:356-2010 FAX:356-2041)